

協同農業普及事業をめぐる情勢

令和7年6月

農産局 技術普及課

農林水産省

目 次

- ・ 協同農業普及事業の役割・概要…………… 1・2
- ・ 協同農業普及事業の運営方針…………… 3
- ・ 普及指導体制の状況…………… 4・5
- ・ 普及指導員の任用資格…………… 6
- ・ 普及指導員の資質の向上…………… 7
- ・ 農業革新支援専門員の配置…………… 8
- ・ 農業革新支援専門員の担当分野別設置状況（令和5年度末）…………… 9
- ・ （参考）協同農業普及事業における普及活動例…………… 10・11
- ・ （参考）運営指針のポイント…………… 12
- ・ （参考）令和7年度普及事業関連予算概算決定の概要…………… 13～15
- ・ （参考）協同農業普及事業の変遷…………… 16

1 協同農業普及事業の役割

- 協同農業普及事業は、農業の専門的技術・知識を有する普及指導員（国家資格を有する都道府県職員）が、直接農業者に接して、現場での農政課題解決を総合的に支援する役割を担う。

農業人材の育成・確保

- ・農業者への巡回指導
- ・品質向上のための技術講習会の開催
- ・経営管理・農作業安全に関する研修の実施
- ・女性の農業経営への参画の推進



新技術等の現場定着

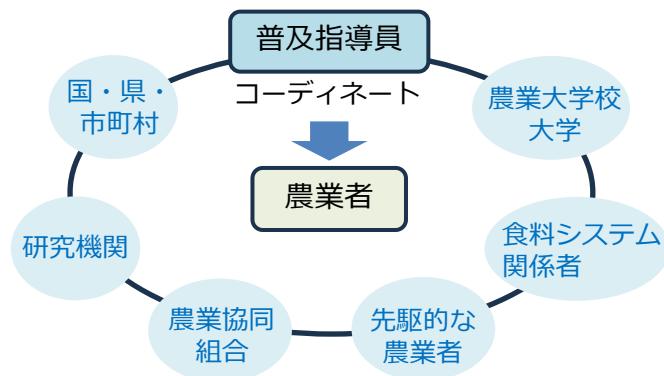
- ・スマート農業技術、農業支援サービスの活用促進
- ・みどりの食料システム戦略の推進

ドローンによるリモートセンシング



関係機関のコーディネート

- ・行政機関、研究機関、教育機関、食料システム関係者など多様な関係者と農業者との結び付け
- ・加工・業務用需要への対応、輸出向け農産物や有機農産物需要への対応など、マーケットインの生産体制の構築支援
- ・地域計画の実現・見直しに向けた支援

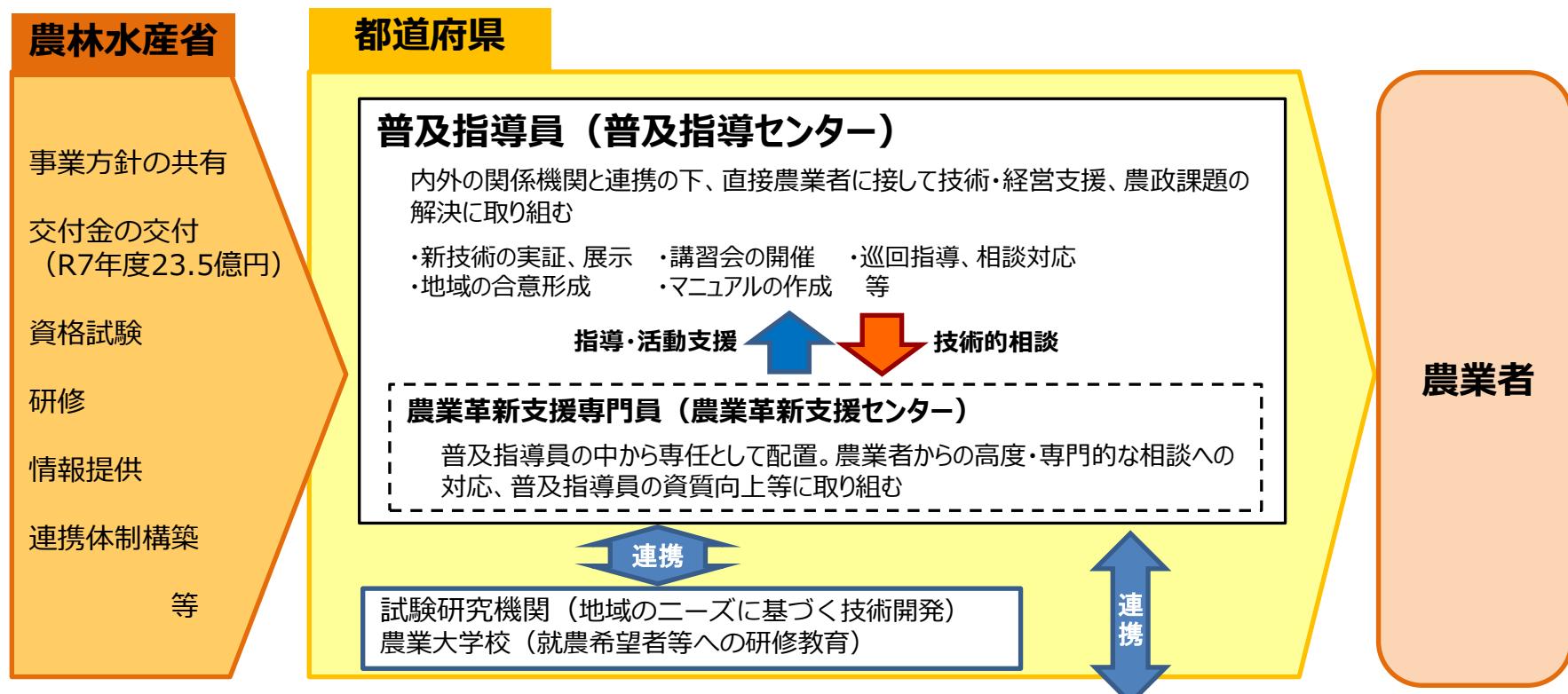


その他の取組

- ・気候変動に対応した農業の推進
- ・鳥獣被害防止に向けた支援
- ・自然災害への備えや営農再開に向けた支援

2 協同農業普及事業の概要

- 協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき国と都道府県が協同して、高度な技術・知識を有する普及指導員を都道府県に設置し、普及指導員が直接農業者に接して、技術・経営指導を行うもの。
- 事業実施にあたっては、国と都道府県が事業方針を共有し、その裏付けとして財政的な負担も国と都道府県で分担。
- 国は、事業方針の明確化・共有、交付金の交付、普及指導員の資質確保・向上のための資格試験、研修等を実施。
- 都道府県は、普及指導員が主に配置される普及指導センターのほか、研修教育施設（農業大学校）、試験研究機関や、先進的な農業者、民間企業等の関係機関と連携し、効率的・効果的に普及指導活動を実施。



先進的な農業者、農業団体、試験研究機関、食料システム関係者など

3 協同農業普及事業の運営方針

- 協同農業普及事業の実施にあたり、国と都道府県が基本的な事業方針を明確化し、共有するため、国が普及事業における基本的課題等を示した運営指針を策定。また、概ね5年毎に策定する運営指針を補足するものとして、時々の重要な農政課題等を踏まえたガイドラインを策定。
- 都道府県は、運営指針を基本として地域の実情を踏まえつつ実施方針を策定。また、実施方針に沿って普及指導センター単位で普及指導計画を策定し、これに基づいて計画的に普及指導活動を展開。

○事業の運営の流れ

国

運営指針

概ね5年毎に国が策定する
事業運営の指針



都道府県（本庁主務課）

実施方針

運営指針を基本に、都道府
県が定める事業実施の方針



普及指導センター

普及指導計画

実施方針に沿って、普及指
導センターが定める毎年度
の指導計画

協同農業普及事業の運営に関する指針（概要）（令和7年4月30日告示）

取り組む基本的課題

1 担い手の育成・確保

地域計画に位置付けられた担い手の育成のほか、女性の参画、農業支援サービスや多様な人材の活用等を推進

2 スマート農業技術、農業支援サービスの活用等

スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入、農業支援サービスの活用促進等を推進

3 みどりの食料システム戦略の推進

気候変動適応策のほか、有機農業の面積拡大、化学農薬・化学肥料の適正利用など、みどり戦略に位置付けた新技術の導入を推進

4 食料の安定供給の確保

肥料・飼料の国内資源の利用拡大、家畜伝染病疾患予防、輸出拡大など国内供給力の強化等を推進

5 農村の振興

地域計画の実現に向けた合意形成支援、中山間地等の振興、鳥獣被害対策など農村の実態や要望に応じた取組を推進

6 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応

地震や豪雨等の大規模自然災害に対する備えや復旧・復興に向けた取組を推進

重点的に取り組む普及指導活動

○担い手の育成・確保に向けた支援の充実・強化

次世代の担い手への円滑な生産基盤の継承、法人化や労働環境の整備、女性農業経営者の技術習得等を推進

○スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の促進

スマート農業技術及び生産方式の導入に関する相談体制の整備と計画づくりに対する伴走支援等を推進

○農業支援サービスの活用の促進

サービス事業者に関する情報や、サービス活用を通じて資材コストを低減する経営手法に関する情報等の提供を推進

○マーケットインの生産体制の構築

食料システム関係者等との連携の下、産地の労働力等を踏まえた品種、栽培方法の選定と技術指導等を推進

普及指導活動の効果的な実施

○農業者に対する支援の充実・強化

施策情報の提供、ICTの積極的な活用、地域計画に係る話し合いのコーディネート等の推進

○食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

産地プロデュース機能の発揮と連携機会の創出

○試験研究機関との連携強化等

4 普及指導体制の状況①

- 普及職員数は、地方の行財政改革等により全国的には減少してきたが、近年は横ばいで推移。
- 普及職員の年齢別構成は、50代以上が約半数を占める一方で、普及指導員資格の取得に向けて実務経験中の若手の職員が増加している。
- 普及職員全体に占める女性割合は32%であるが、このうち実務経験中職員等の女性割合は42%となっており、今後更に普及指導活動における女性の活躍が期待される。

○普及職員数の推移



協同農業普及
事業交付金

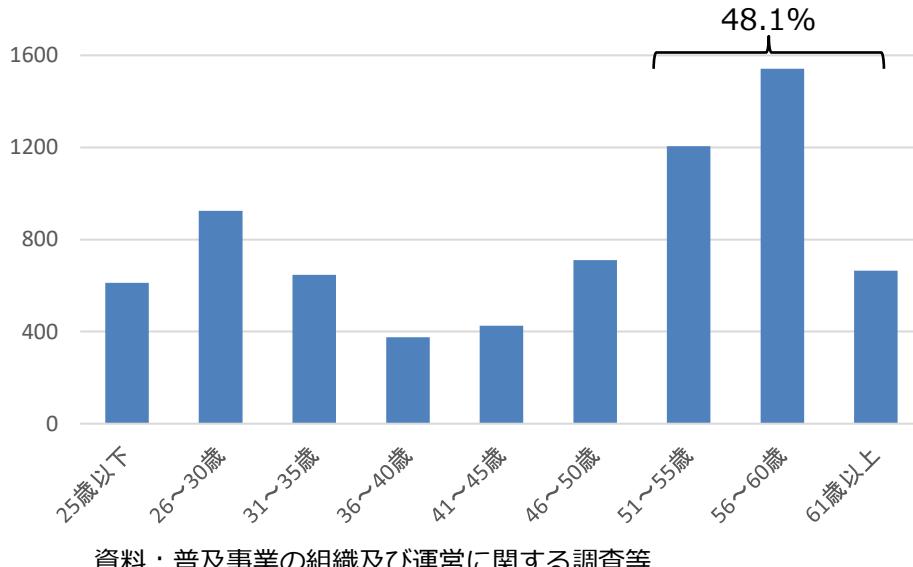
資料：普及事業の組織及び運営に関する調査等

注：数値は各年度末の人数。ただし、令和6年度のみ年度当初の設置数。

協同農業普及事業交付金の数値は実績額。

(※) 都道府県の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する三位一体改革により、
協同農業普及事業交付金の大部分を税源移譲。

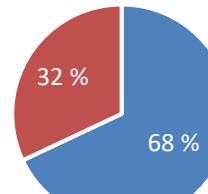
○普及職員の年齢構成割合（令和5年度末）



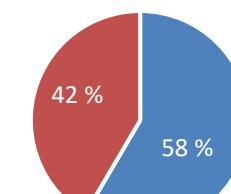
資料：普及事業の組織及び運営に関する調査等

○普及職員の男女割合（令和5年度末）

普及職員全体



実務経験中職員等



資料：普及事業の組織及び運営に関する
調査等

5 普及指導体制の状況②

- 普及指導センター数についても、近年の事業の多様化や地域の実情、地方の行財政改革等を受けて、組織再編が進行したが近年は横ばいで推移。現在、全国に361箇所（このほか支所等117箇所）設置されており、普及指導員の約9割が所属している。

○普及指導センター数の推移

(単位：箇所)

	H10	15	20	25	30	R3	4	5
普及指導センター数	510	456	387	366	360	361	361	361
(参考) 支所・駐在所等	62	55	124	128	121	117	117	117

資料：普及事業の組織及び運営に関する調査等

注：数値は各年度末の設置数。

○普及指導員の所属場所（令和5年度）

(単位：人、%)

	普及指導センター	本庁主務課	試験研究機関	農業大学校	その他	合計
該当県数	47	26	9	23	13	—
設置数（人）	5,331	226	74	243	74	5,948
割合(%)	89.6	3.8	1.2	4.1	1.2	100

資料：普及事業の組織及び運営に関する調査等

注：試験研究機関内の設置数には、試験研究機関内の普及指導センターや本庁主務課に所属し試験研究機関に配置されている者等を含まない。

○普及指導員の担当部門別設置数（令和5年度末）

(単位：人)

分野	作物	うち 稲作	うち 普通畑作物	野菜	果樹	工芸 作物	花き	養蚕	畜産	土壤 肥料	病害虫
設置人数	1,193	785	737	1,602	716	173	591	1	597	362	285

分野	担い手育成		環境保全型農業		農業 労働	農業 機械	農業 経営 (マーケティ ングを含む)	農家 経営 (生活改善 を含む)	農産物 活用 (流通・加工、 直売を含む)	農村 環境 (鳥獣害対 策を含む)	普及指導 活動	その他
	うち 青少年	うち 有機農業										
設置人数	714	319	272	153	115	90	536	260	244	262	192	1,477

資料：普及事業の組織及び運営に関する調査

注：複数分野の担当者がいること、都道府県によっては担当分野を持たない者がいることにより、実配置人数と上記の配置人数の合計は一致しない。

6 普及指導員の任用資格

- 普及指導員として任用されるには、原則として国が実施する普及指導員資格試験に合格する必要。受験にあたっては、普及指導センター等における一定期間の実務経験が要件。
- 資格試験は、全国的に普及指導員としての一定水準以上の資質を確保するために国が統一的に実施。

任用資格

以下のいずれかに該当する者

- (1) 普及指導員資格試験の合格者
- (2) 過去15年のうち12年以上、試験研究、教育等に従事している者
- (3) 管理栄養士、公認会計士、弁護士、税理士、社会保険労務士、技術士、弁理士又は中小企業診断士の有資格者

受験資格

以下の職務に従事した一定年数（注）以上 の経験があること。

- (1) 農業又は家政に関する試験研究
- (2) 農業又は家政に関する教育
- (3) 農業又は家政に関する技術の普及指導

- （注）・ 学歴が大学院修士課程修了の場合は2年、大学等卒業の場合は4年、短期大学等卒業の場合は6年、高等学校卒業の場合は10年。
・ ただし、大学院修士課程修了の場合を除き、普及指導員の監督下で2年以上普及指導に従事した場合は、2年短縮。

○普及指導員資格試験の実施状況 (単位：人、%)

	受験者数	合格者数	合格率
令和元年度	612	381	62.3
2年度	701	452	64.5
3年度	709	483	68.1
4年度	655	479	73.1
5年度	683	427	62.5
6年度	769	432	56.2

資料：農林水産省技術普及課調べ

試験の内容

- 書類審査 実務経験の内容等
筆記試験 ①農業全体に関する基礎的な知識
②農業に関する高度かつ専門的な技術に関する知識
③農業現場における課題解決能力
口述試験 普及指導員として必要な資質等

スケジュール

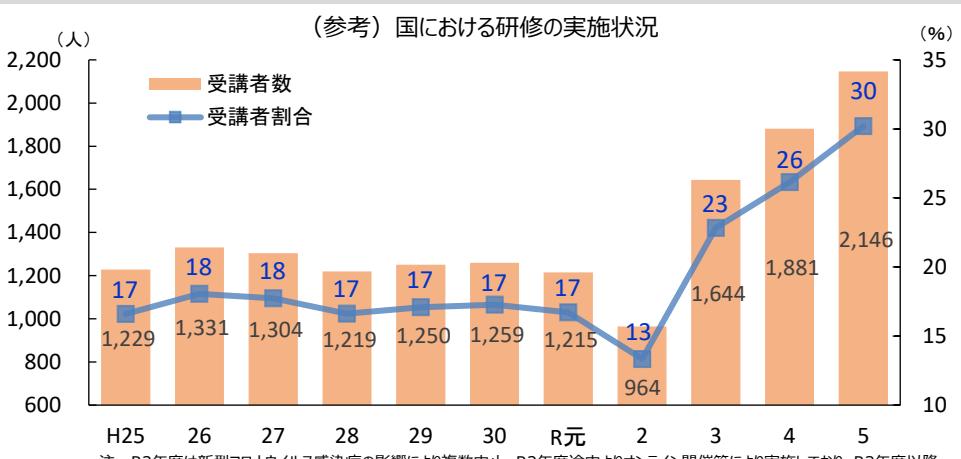
- 5月上旬：試験実施公告
6月上旬：受験願書提出締め切り
8月中旬：筆記試験
11月下旬：口述試験
12月下旬：合格発表

7 普及指導員の資質の向上

- 近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するため、**国と都道府県がそれぞれの役割分担の下で、計画的に普及指導員の資質の向上を図る研修等を実施。**

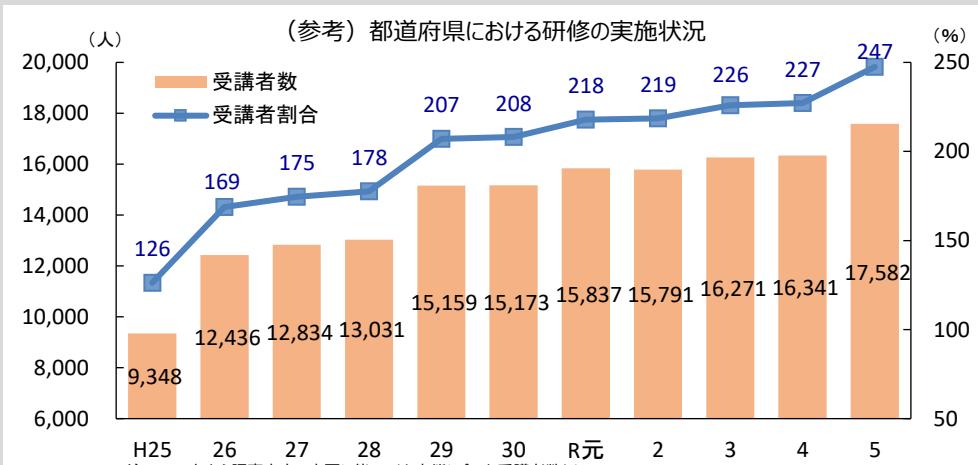
国の役割

- 国と県の役割分担を踏まえた研修体系を策定。
- スマート農業やみどりの食料システム戦略など農政上の重要課題に係る研修や普及指導員のステージに応じた研修等を実施。
- 都道府県における研修が効果的・効率的に実施されるよう、研修講師や講義資料に関する情報提供を実施。



都道府県の役割

- 普及指導員の能力が継続的に取得されるよう、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた「人材育成計画」を策定。
- 専門分野の知識・技術の研修やOJT研修など、より実践的な研修を実施。
- 国や外部機関が行う研修を都道府県において有効に活用。



研修体系

① 実践指導力の確立期

- ・普及指導員の役割・目的意識の醸成に関する研修
- ・基礎的な普及指導方法の習得に関する研修 等

② 専門指導力の確立期

- ・専門分野ごとの普及指導活動に必要な知識・技術の向上に関する研修 等

③ 総合指導力の確立期

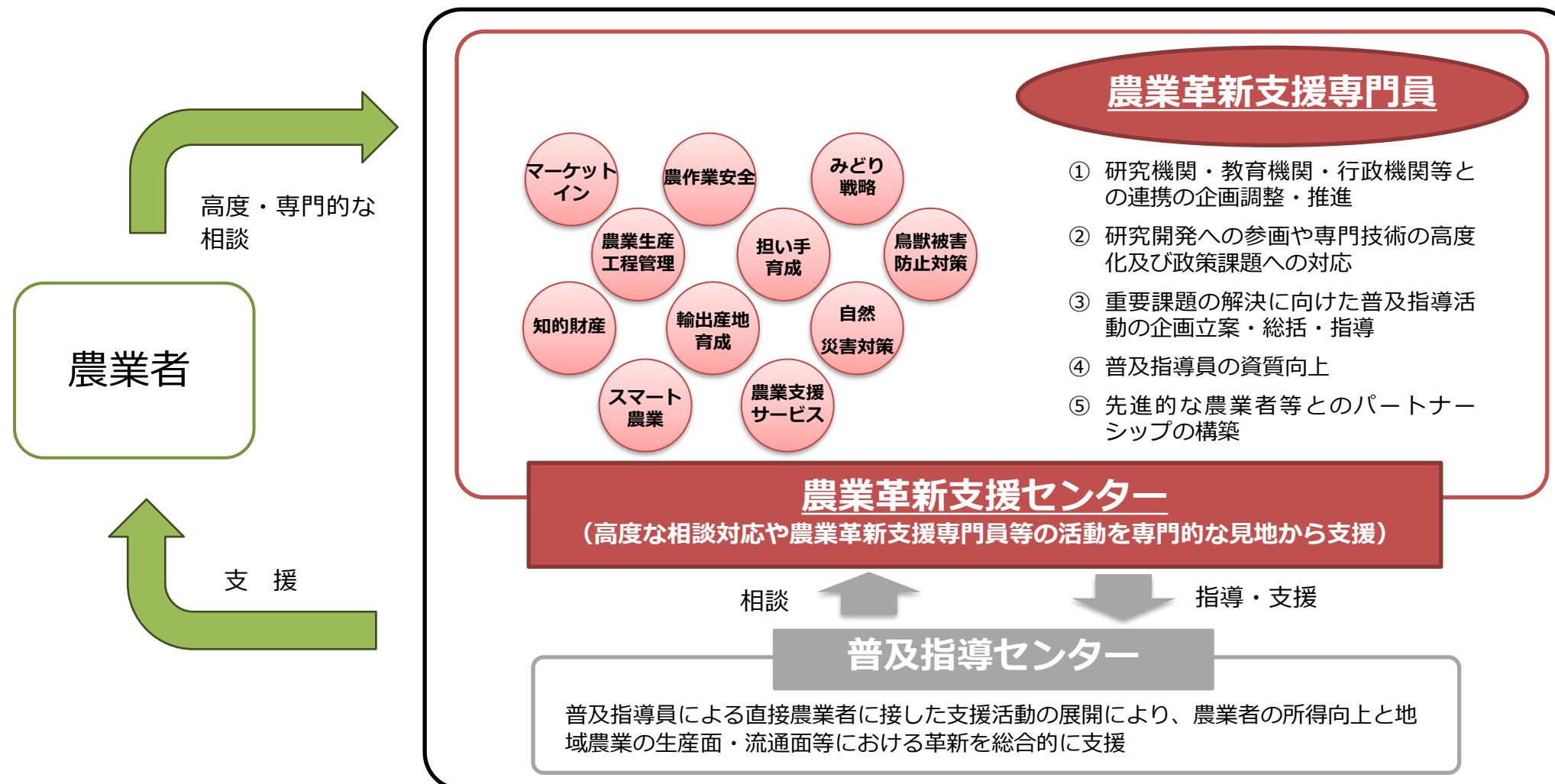
- ・②に加え、普及指導方法の高度化に関する研修
- ・若手普及指導員の育成に資する人材育成に関する研修 等

④ 企画・運営力の確立期

- ・普及指導活動の総合的な企画調整に関する研修
- ・普及指導活動の管理運営等に関する研修 等

8 農業革新支援専門員の配置

- より質の高い普及指導活動を展開するため、平成24年度より、①研究、行政等との連携、②研究への参画等、③普及活動の企画・立案・総括、④普及指導員の資質向上、⑤先進的な農業者等とのパートナーシップの構築等を担う農業革新支援専門員を主要な農政分野・技術分野ごとに配置する旨を運営指針に位置づけ。〔全国で計621名配置（令和5年度末）〕
- また、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業革新支援センターを整備。〔全47都道府県で設置〕



9 農業革新支援専門員の担当分野別設置状況（令和5年度末）

(単位：人)

分野	土地利用型作物		園芸			畜産	生産工程管理・農作業安全		持続可能な農業・鳥獣害対策	
	稲作	普通畑作物	野菜	果樹	花き		生産工程 管理(GAP)	労働安全	農村環境	鳥獣害
設置人数	61	61	106	62	59	72	57	37	54	42

分野	担い手育成		自然災害 対策	6次 産業化	スマート 農業	普及指導 活動	都道府県が 定める分野	実配置 人数
	就農	経営						
設置人数	40	57	29	41	97	63	84	621

(資料) 普及事業の組織及び運営に関する調査

(注) 数値は令和5年度末の設置数。複数分野の担当者がいるため、実配置人数と上記の配置人数の合計は一致しない。

○農業革新支援専門員の設置根拠（運営指針 第3 抜粋）

2 農業革新支援専門員の配置

普及指導員のうち、高度な専門性や経験等を有し、各分野の普及指導活動を総括し、国や都道府県の試験研究機関や教育機関、行政機関、民間企業等との連携による専門技術の高度化や政策課題への対応、食料システム関係者や他の都道府県との連携、普及指導員の資質向上を担う者を農業革新支援専門員として、主要な農政分野・技術分野ごとに配置するよう配慮するものとする。

○農業革新支援専門員の選定基準（ガイドライン 第3 抜粋）

2 農業革新支援専門員の配置

(4) 農業革新支援専門員の選定基準

農業革新支援専門員は、農業改良助長法第9条の普及指導員の任用資格を有する者の中から、原則として、次に掲げる要件を全て満たす者を選定するものとする。なお、平成16年度以前に専門技術員として任用されていた者又は資格を有していた者は、これらの要件を満たした者とみなすことができる。

- ① 専門分野に関する高い知見や、関係機関等との高い調整力があること。
- ② 普及指導センター等における普及指導、試験研究機関等における研究、本庁等における行政、農業者研修教育施設における教育の経験等が通算して10年以上あり、そのうち、普及指導活動の経験が5年以上あること。

(参考1) 協同農業普及事業における普及活動例について

- 各都道府県が選定した重点的に取り組まれている事例を農林水省HPにおいても紹介。

農林水産省 普及事業のホームページ

https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_zirei/index.html



農林水産省

English こどもページ サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探し 組織別から探し キーワードから探し Google 提供 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 農産 > 普及事業ホームページ > 普及活動事例

普及活動事例

普及指導員は、直接農家の皆さんに接して、技術の指導を行ったり、色々な相談にお答えしたりしています。
このページでは、普及指導員の活動とその成果をご紹介します。

重点プロジェクト計画

普及指導員の活動には、農家からの要請により個別に技術等の指導を行う要請活動と、対象と目標を設定して計画的に地域に働きかける計画活動があります。

この計画活動については、平成25年度から、全国の普及組織において、「重点プロジェクト計画」が実施されています。「重点プロジェクト計画」は、次に示す1~3の条件の全てに該当する普及指導活動です。

1. 現場における重要な課題について、農業革新支援専門員が主体となり、普及指導センター等と連携して策定した計画であること。
2. 計画には3~5年後の目標、具体的活動内容、関係機関等との連携内容、普及指導活動の体制等が含まれていること。
3. 民間等との役割分担を図りつつ、公的機関が担うべき分野に係る内容となるよう努めていること。

協同農業普及事業の成果事例集（年度別）

「協同農業普及事業の運営に関する指針」（平成27年5月11日農林水産省告示第1090号）に示した普及指導活動の展開方向に合致し、「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」（平成27年5月14日告示第519号農林水産省告示第1090号）に示した「協同農業普及事業において重点的に推進する取組」に該当する普及指導活動の取組のうち、都道府県がPRしたい取組を紹介いたします。

協同農業普及事業の取組事例（令和6年度） New!

（掲載例）

群馬県
【重点プロジェクト計画】
施設園芸における環境制御、ICT技術の普及推進
活動期間：平成27年度～（継続中）

概要

- 環境制御技術を取り入れ、生産性向上による経営力強化を目指した。
- CO₂施用+ハウス内の環境要因のモニタリングの実証はを設置し、温室環境や生育の見える化を進めた。
- 生産者による自主勉強会の発足を促し、BIツールによるデータの解析と見える化、クラウド利用によるデータ共有など、ICTの利用を進めた。
- 施設野菜農家向けに「ぐんまの施設果菜環境制御技術と導入例」（令和元年度）および「環境制御技術ガイドライン」（令和2年度）を作成、バラ農家向けには環境制御技術事例集「ぐんまのバラ栽培環境制御技術と活用例」（令和3年度）を作成し、環境制御技術の普及に寄与した。

具体的な成果

I 主な作目での環境制御関連機器の導入状況

■ CO ₂ 発生機の導入（H27 → R5）	■ 環境測定装置の導入（H27 → R5）
キュウリ 20戸 → 135戸（保有率約16%）	キュウリ 7戸 → 116戸（保有率約13%）
イチゴ 88戸 → 105戸（保有率約29%）	イチゴ 3戸 → 45戸（保有率約12%）
バラ 15戸 → 18戸（保有率約67%）	バラ 2戸 → 9戸（保有率約33%）

2 生産者による自主勉強会の発足

- 岳温泉地区では、キュウリ生産者の自主勉強会「節なり会」が発足（平成30年）。収量や環境計測データ等をクラウド上で共有する等ICTの活用が進み、会員の収量増加の事例がみられている。
- 切りバラでは、SNSやクラウドを活用し、環境制御に関して、県域で情報交換を実施している。



写真1 クラウド上のデータを活用した現地指導

3 データ活用調査研究の開催

- ハウス環境や気象データの効率的な処理を行うため、BIツールを活用してデータ分析と情報共有をするために、普及指導員対象にデータ活用の調査研究検討会を開催した。
- ハウス環境の見える化と気象データの自動グラフ化ツールを作成し、参加者間で共有した。

普及指導員の活動

平成27年度～ 調査研究運営会議での技術の検討、情報交換

平成27年度～ 研修会等への出席

- 専門家等を招いた研修会
- 全農ぐんま園芸作物実証農場や農林大学校イノベーションファームでの研修会
- 県内外の先進地の視察

平成30年度～（キュウリ）

- 令和2年度～（バラ）
- 3.自主勉強会の支援
- 運営整備
- BIツールによるデータ解析、見える化、クラウドを活用したデータ共有
- 技術コンサルタントや民間農業支援サービスの活用



写真2「節なり会」の検討会

普及指導員だからできたこと

- ・ 現地に赴き直接農家を支援
- ・ 先進農業者、JA、県行政、市町村等と専門家や民間農業支援サービスをコーディネートし、自主勉強会の運営を支援した。
- ・ JAと日頃から連携していることで、生産組織に対し、データ駆動型農業への理解促進ができた。

(参考2) 普及指導員のコミュニケーションスキルを発揮した取組事例

- **普及指導員が、地域農業を支える多様な関係者との連携を構築するためのコーディネート役を担うこと**を通じて、地域計画の実践や見直しに向けた議論などをリードしていくことが益々重要となる。

しまなみ地域農業ブランドの育成 (愛媛県)

- 小規模産地の販路の確保が課題となっていたため、普及指導員の提案で農産加工事業者グループを立ち上げ。イベントへの出展を支援するほか、市内外のレストランに働きかけ、農産物等の提供を開始。
- 普及指導員のコーディネートで加工・販売業種のアドバイザー（野菜ソムリエ、イタリアンシェフ等）と連携し、グループの販売促進を支援。



せとうちみなとマルシェへの出展 アドバイザーとの連携

スマート農業技術等の普及促進 (宮城県)

- スマート農業技術の導入や効果的な活用に課題を抱える経営体に対して、普及センターが仲介してアグリテックアドバイザー（メーカー技術者等）を派遣。
- アドバイザー派遣の際は、普及指導員が農業者の現状や課題を把握し、専門家との間に入って理解しやすい言葉で伝えることで、効果的な支援につなげている。



アグリテックアドバイザー派遣



活用状況の聞き取りと情報提供

(参考3) 新しい運営指針（令和7年4月30日農林水産省告示第674号）のポイント

現場の課題や基本計画に位置づけられた施策の方向性を踏まえ、新たな運営指針において、普及事業が取り組む課題及び重点的に取り組む事項、効果的・効率的な普及指導活動のための取組等について位置づけ。

普及指導活動の基本的な課題

1 担い手の育成・確保

地域計画に位置付けられた担い手の育成のほか、女性の参画、農業支援サービスや多様な人材の活用等を推進

2 スマート農業技術、農業支援サービスの活用等による農業の生産性向上と生産基盤の強化

スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入、農業支援サービスの活用促進等を推進

3 みどりの食料システム戦略の推進

気候変動適応策のほか、有機農業の面積拡大、化学農薬・化学肥料の適正利用など、みどり戦略に位置付けた新技術の導入を推進

4 食料の安定供給の確保

肥料・飼料の国内資源の利用拡大、家畜伝染病疾病予防、輸出拡大など国内供給力の強化等を推進

5 農村の振興

地域計画の実現に向けた合意形成支援、中山間地等の振興、鳥獣被害対策など農村の実態や要望に応じた取組を推進

6 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応

地震や豪雨等の大規模自然災害に対する備えや復旧・復興に向けた取組を推進

基本的な課題に対応した取組の推進方向

1 担い手の育成確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

次世代の担い手への円滑な生産基盤の継承、法人化や労働環境の整備、女性農業経営者の技術習得等を推進

2 スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の促進

スマート農業技術及び生産方式の導入に関する相談体制の整備と計画づくりに対する伴走支援等を推進

3 農業支援サービスの活用の促進

サービス事業者に関する情報や、サービス活用を通じて資材コストを低減する経営手法に関する情報等の提供を推進

4 マーケットインの生産体制の構築

食料システム関係者等との連携の下、産地の労働力等を踏まえた品種、栽培方法の選定と技術指導等を推進

普及指導活動の効果的・効率的な実施

1 農業者に対する支援の充実・強化

関連する施策情報の提供、ICTの積極的な活用、地域計画に係る話し合いのコーディネート等を推進

2 食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

食品事業者など多様な関係機関間のコーディネート役を担うことを通じた产地プロデュース機能の発揮と連携機会の創出を推進

3 試験研究機関との連携強化

大学、民間企業を含めた試験研究機関に対する現場の課題伝達等を通じた技術開発の促進と成果の活用等を推進

4 都道府県間の連携等

行政区域を越えた情報共有、技術協力等を推進

普及指導員の配置

経験豊富な普及指導員の再雇用、普及指導活動への理解醸成・社会的認知度の向上を通じた人材確保、若手職員の意欲向上等を推進

普及指導員の資質向上

1 向上を図るべき資質

スマート農業・有機農業など主要な施策に係る農業技術や農業経営に関する知識、ファシリテーション能力等の向上を推進

2 資質向上の方法

食料システム関係者との交流等を通じた人脈形成、外部機関を含む研修参加の促進

普及指導センター等の運営

スマート農業等の技術や経営に関する情報発信・相談対応、食料システム関係機関のハブ機関としての機能強化、ICTを活用した情報継承等を推進

研修教育の充実強化

農業者研修教育施設において、就農する学生等の増加に向け

- ① 実践的・発展的な教育の充実強化と機械等の導入
- ② 雇用就農の円滑な推進のための農業法人等とのマッチング
- ③ 普及指導センターを含む関係機関との連携による就農支援 等を推進

(参考4) 令和7年度普及事業関連予算の概要①

括弧内は令和6年度予算額

- 令和7年度は、協同農業普及事業交付金のほか、関連予算として食料安定供給の確保等に資する種々の予算を確保。

協同農業普及事業交付金 2,350百万円 (2,350百万円)

普及指導員による農業者への直接的な技術・経営支援を行うとともに、担い手のニーズに即した開発技術の迅速な社会実装を推進。

食料安定供給の確保

国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち 麦・大豆生産技術向上事業 35(50)百万円の内数

- 実需と連携し麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術・農業機械の導入等を支援。

グローバル産地づくり推進事業のうち 大規模輸出産地モデル形成等支援事業 346 (416)百万円

- 都道府県等が主導して、輸出の推進体制を組織化する取組を支援するとともに、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換の取組を支援するなど、大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を複数年にわたり総合的に支援。

生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業 64 (59)百万円の内数

- コメの輸出拡大等に向けて、農業者、都道府県、市町村、JAなど地域の関係者が連携して大幅なコスト低減を目指す産地に対して、生産コストの現状分析、コスト低減に向けた取組状況の把握、課題抽出、低減対策の検討や低減技術の実証、普及、経営感覚の醸成等の取組を総合的に支援。

国内肥料資源利用拡大対策事業 【R6補正】6,390百万円の内数

- 肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内肥料資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援。

持続的生産強化対策事業

果樹農業生産力増強総合対策 5,323 (5,054)百万円の内数

- 省力的な樹園地への改植・新植等の取組を支援。また、新たな担い手の確保・定着、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援。

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 1,150 (1,138)百万円の内数

- 茶・薬用作物等の地域特産作物について、持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援。

GAP拡大推進加速化 171 (201)百万円の内数

- 持続可能な農業構造の実現の観点から、GAP指導員による指導活動や農業教育機関の認証取得、持続可能性に配慮された農産物を生産する農業者団体の認証取得など、国際水準GAPの取組の拡大に向けた取組を支援。

ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 728 (728)百万円の内数

- 物流2024年問題に対応した花き流通の効率化、高温下での品質確保に向けた病害虫被害の軽減や需要期に合わせた生産・出荷などの産地の課題解決に必要な技術導入、需要のある品目への転換や導入を支援するとともに、花き需要の回復に向けて、新たな需要開拓、花き利用の拡大に向けたPR活動等の取組を支援。

戦略作物生産拡大支援事業 37 (47)百万円の内数

- 生産者、試験研究機関、行政・普及など地域の関係者が一体となって行う、麦・大豆等の安定生産技術の導入や飼料用米の多収品種や直播栽培の導入など生産性向上に資する技術等の実証等を支援。

農作業安全総合対策推進 31 (25)百万円の内数

- より実効性のある農作業安全対策を推進するため都道府県段階の推進組織等が、農業者に対し農作業安全に係る研修の実施に必要な費用を支援。

(参考4) 令和7年度普及事業関連予算の概要②

農業の持続的な発展

農地中間管理機構事業 4,276 (4,013)百万円の内数

- 農地バンクを通じて農地の集約化に取り組む地域において、きめ細やかな現地活動を強化するため、農地相談員（現地コーディネーター）の活用を支援。

農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち農業経営・就農サポート推進事業 425 (414)百万円の内数

- 都道府県が就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援。

スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策のうちスマート農業技術開発・供給加速化対策【R6補正】 3,525 百万円の内数

- 不足する農業労働力や中山間地域等を含めた多様な地域課題に対応するため、スマート農業技術の開発・供給や、スマート農業技術の導入効果を着実に発揮させるための新たな生産方式等を標準化する取組を推進。

スマート農業技術活用促進総合対策のうちデータ駆動型農業の実践体制づくり支援 171 (-) 百万円の内数

- データに基づき栽培技術・経営の最適化を図るデータ駆動型農業の実践を促進するため、産地としての取組体制の構築、データ収集、分析機器の活用、新規就農者の技術習得等を支援。

スマート農業技術活用促進総合対策のうちスマート農業技術の開発・供給促進事業 1,023 (-) 百万円の内数

- スマート農業技術の社会実装を進めるため、スマート農業技術活用促進法の基本方針に位置付ける重点開発目標に沿ったスマート農業技術の開発・供給の取組を支援。

消費・安全対策交付金のうち 病害虫の防除の推進 1,896 (1,720)百万円の内数

- 従来の防除対策では防除が困難となっている作物について、緊急的な防除体系の確立に向けた代替農薬の選定、新たな防除技術の実証等を支援。
- 総合防除の普及のため、地域の実情に応じた総合防除体系の確立に向けた防除体系の実証及び指導者の育成に必要な研修・講習への参加、研修・講習の開催を支援。

集落営農連携促進事業 200 (250)百万円の内数

- 集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を支援。

新規就農者育成総合対策 10,748 (9,638)百万円の内数

- 就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付や、経営発展のための機械・施設等の導入、農業教育の高度化等の取組を支援。

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 30 (45) 百万円の内数

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業【令和6年度補正】 10,000百万円の内数

- 農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るために、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援。

スマート農業技術活用促進総合対策のうちスマート農業教育推進 38 (-) 百万円の内数

- 農業大学校や農業高校等の学生や農業者等が、スマート農業について体系的に学ぶことができる環境整備を支援。

消費・安全対策交付金のうち水稻におけるカドミウム及びヒ素濃度低減技術の実証・普及 1,896 (1,720)百万円の内訳

- 国際的なコメ中のカドミウム及びヒ素基準値の見直しの動き等を踏まえ、より安全な農作物の供給体制の確立に向け、水管管理の省力化等の新たな研究成果に基づく水稻のカドミウム及びヒ素濃度低減技術の実証・普及を支援。

(参考4) 令和7年度普及事業関連予算の概要③

農村の振興（農村の活性化）

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策7,389 (8,389)百万円の内数

- 中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援。

中山間地農業推進対策事業 7,389 (8,389)百万円の内数

- 中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上、販売力強化、デジタル技術の導入・定着等に関する具体的な取組に必要な経費を支援。

鳥獣被害防止総合対策交付金 9,900 (9,900)百万円の内数

- 鳥獣被害の防止に向け、ICT等を活用したスマート鳥獣害対策の推進やシカ・クマの捕獲対策の強化、高度な鳥獣被害対策人材の育成・確保、侵入防止柵の整備等を支援。
- また、捕獲鳥獣を有効活用し、更なるジビエ利活用を推進するため、捕獲個体の広域搬入体制の整備や情報発信の強化等による需要拡大の取組を支援

みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

みどりの食料システム戦略推進総合対策 612 (650)百万円の内数

- 環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル的取組の横展開や有機農業の取組拡大、地域資源の循環利用を図るとともに、環境負荷低減の取組の「見える化」等関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを推進支援。

みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業1,749 (1,804)百万円の内数

- 食料・農林水産業の生産力の向上と持続性の両立に向け、環境負荷低減等に対応する新品種、有機農業の拡大等みどりの食料システム戦略の実現に向けた技術、気候変動に対応するための農林水産業の温暖化適応技術の開発等を実施。

防災・減災、国土強靭化と災害復旧等の推進

園芸産地における事業継続強化対策 【R6補正】260百万円

- 自然災害発生にあらかじめ備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援。また、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な取組を支援。

(参考5) 協同農業普及事業の変遷

- 協同農業普及事業は、農業・農村をめぐる情勢の変化や農政の展開方向等を踏まえ、効率的かつ効果的な運営が図られるよう に、その制度的枠組みを改正。
- 近年では、普及指導活動の高度化や地方分権による都道府県の自主性・裁量性の確保の観点から改正。

S23 農業改良助長法制定

S27 専門技術員及び改良普及員の設置を規定

S33 農業改良普及所の設置

H6 農業改良普及センターに改称

H16 普及指導員の設置を規定
農業改良普及センターの必置規制廃止

H18 三位一体改革による税源移譲

H23 都道府県の裁量の拡大

H27 普及指導員の任用資格の拡大

普及指導員の設置（普及職員の一元化）

直接農業者に接して普及指導を行う改良普及員と、専門事項に関する調査研究及び改良普及員の指導を行う専門技術員を普及指導員として一元化し、職員能力の高度化と職員配置及び事業運営の効率化を推進

農業改良普及センターの必置規制廃止

都道府県による弾力的・機動的な事業運営に資するため、普及指導センターの必置規制を廃止し、併せて改良普及員の普及指導センターへの配属義務を解除することで、都道府県の裁量による普及指導センターの設置及び運営が可能となった

三位一体改革による税源移譲

都道府県の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する三位一体改革により、協同農業普及事業交付金の大部分を税源移譲 (H17→H18 : ▲182億円)

都道府県の裁量の拡大

地方分権を推進する一環として、都道府県が協同農業普及事業の実施方針を策定又は変更する際に行うこととされていた農林水産大臣への事前協議を廃止

普及指導員の任用資格の拡大

6次産業化等を進める農業者からの幅広いニーズに対応できるように、農産物の加工や販売などの2次・3次産業と関連のある事業・制度に見識を有する多様な人材を、即戦力として普及指導員に任用することが可能となった